四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う事業
五　当該農業協同組合連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う事業

（貯金者等への情報の提供）

第十一条　組合は、法第十一条の六第一項の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

［一～三　略］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

［イ～ル　略］

［五・六　略］

［２～５　略］

（貯金の受払事務の委託等）

第十四条の二　農業協同組合は、次の各号に掲げる貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（特定信用事業代理業者（法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に特定信用事業代理業（法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。）　次に掲げる全ての措置

［イ～ハ　略］

二　［略］

２　［略］

（農業協同組合に類する者）

第三十三条　法第十一条の六十四第一項の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合に限る。）の子会社等（子法人等及び第十条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（貯金者等への情報の提供）

第十一条　［同上］

［一～三　同上］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

［イ～ル　同上］

［五・六　同上］

［２～５　同上］

（貯金の受払事務の委託等）

第十四条の二　［同上］

一　現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下この項及び第三十五条第一項第七号において「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。）　次に掲げる全ての措置

［イ～ハ　同上］

二　［同上］

２　［同上］

（農業協同組合に類する者）

第三十三条　法第十一条の六十四第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該農業協同組合（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合に限る。以下この条において同じ。）の農業協同組合集団（当該農業協同組合及びその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の集団をいう。次号において同じ。）

二　当該農業協同組合又は当該農業協同組合の農業協同組合集団及び次に掲げる者

イ　金融機関等

ロ　金融機関等集団

ハ　銀行等持株会社集団